

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	PCB廃棄物保管事業者に対する改善命令	
根拠法令・条項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
処 分 基 準	<p>環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第10条第1項（保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。）又は第3項（要件に該当する保管事業者は、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。）の規定に違反した場合には、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第3号に規定する「法令上技術的な基準が明確であり、当該基準が充足されていないことを理由とした不利益処分をするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	